

事務局説明資料

(金融審議会 金融制度スタディ・グループ 第1回)

平成29年11月29日

情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）・複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大
- ファンド等の主体による、銀行に類似した金融仲介（シャドー・バンキング）が拡大
- 金融環境が変化する中、多くの金融機関はビジネスモデルの再構築を図っているが、その際、制度面での障害があれば、除去していく必要
- さらに、将来的には、デジタル通貨の出現等が金融システムを大きく変革させる可能性

現行法制の特徴と課題

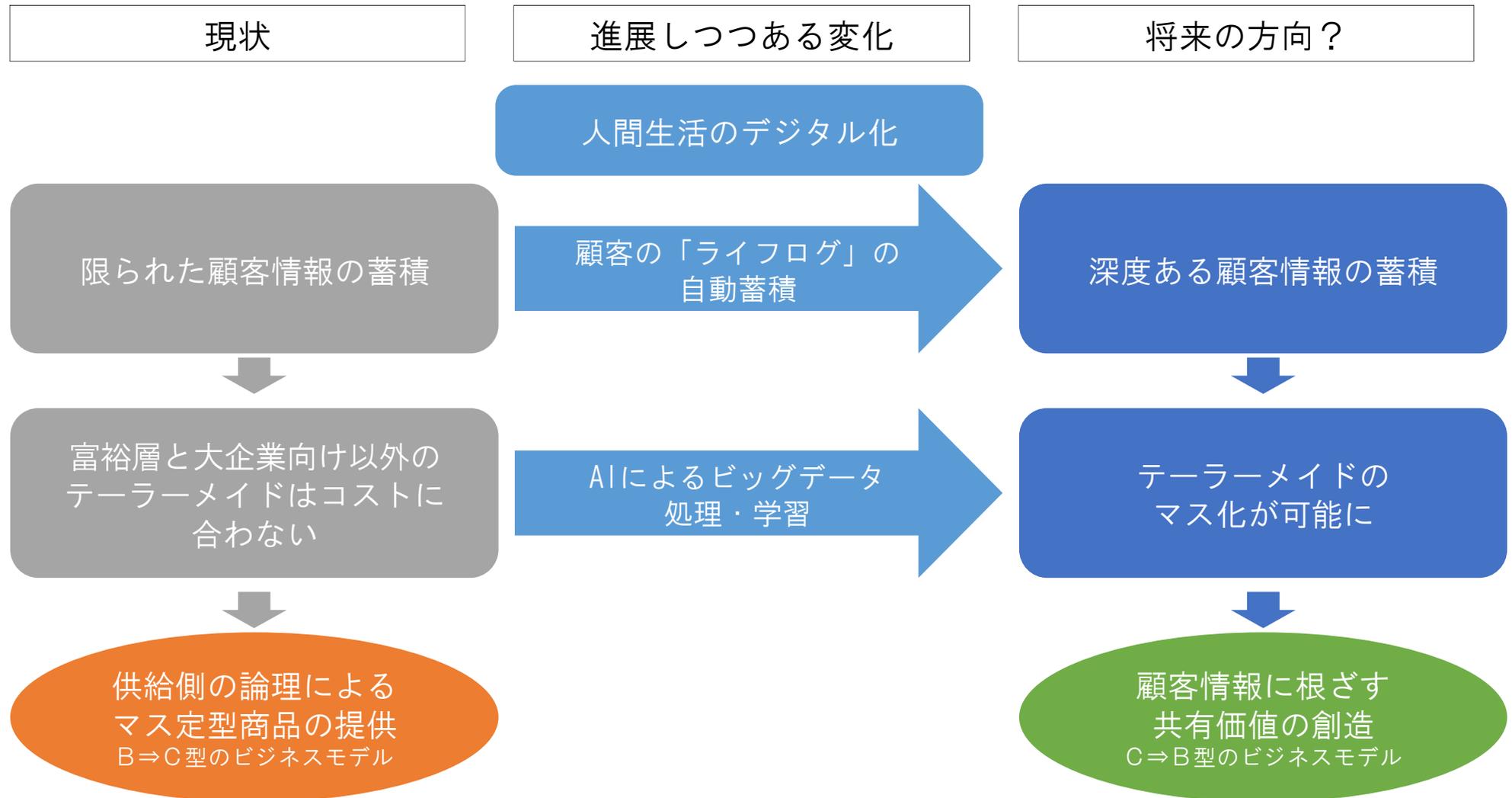
- ① **業態ごとに法令（業法）が存在し、機能・リスクが類似したサービスでも、行為主体（業態）によってルールが異なる**
 - ・ 業態をまたいだビジネス選択の障害となりかねない
 - ・ 規制が緩い業態への移動や業態間のすき間の利用等を通じ、規制を回避する動きが生じかねない
- ② **金融に関する統一的な基本的概念・ルールが存在しない**
 - ・ 「金銭」等の基本的概念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改正して対応する必要
- ③ **各業法に、環境の変化に対応していない規制が存在する可能性**
 - ・ ITを活用した合理化やITに対抗した合理化などが、固有の規制によって円滑に実現できない可能性

検討の方向性

- ① **同一の機能・リスクには同一のルールを適用**
 - ・ 例えば、金融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」などに分類し、機能・リスクに応じたルールの適用を検討
- ② **金融に関する基本的概念・ルールを横断化**
 - ・ 金融規制における定義の横断化の検討
- ③ **環境の変化に対応すべく規制を横断的に見直し**

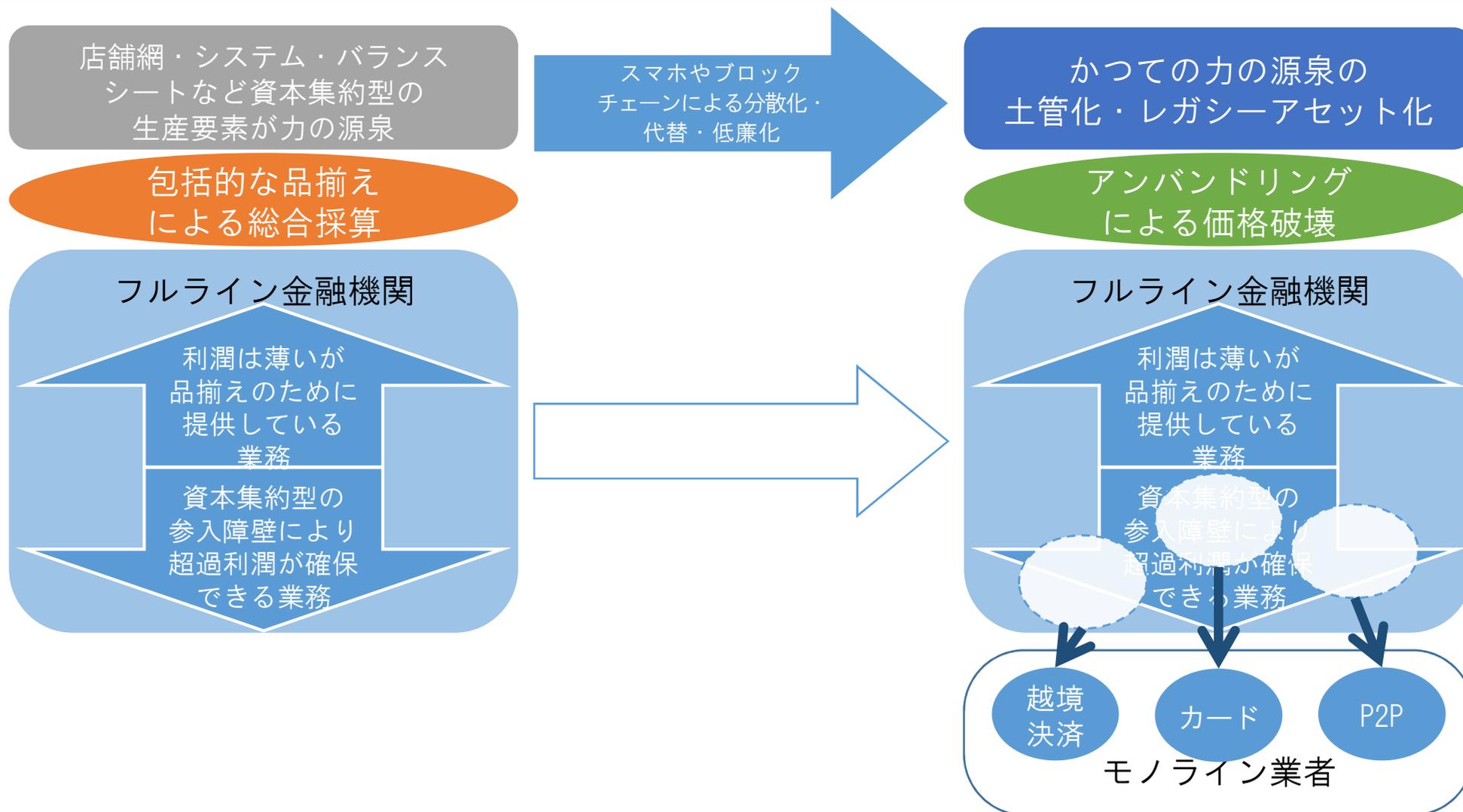
金融サービスのアンバンドリング・リバンドリング①

- フィンテックの進展等により、人間生活のデジタル化とあいまって、金融ビジネスは、従来のBtoC型のビジネスモデルから、「顧客情報の蓄積・分析に基づく、顧客と企業との共通価値の創造によるテーラーメイド商品の提供」というCtoB型のビジネスモデルへと移行していく可能性。



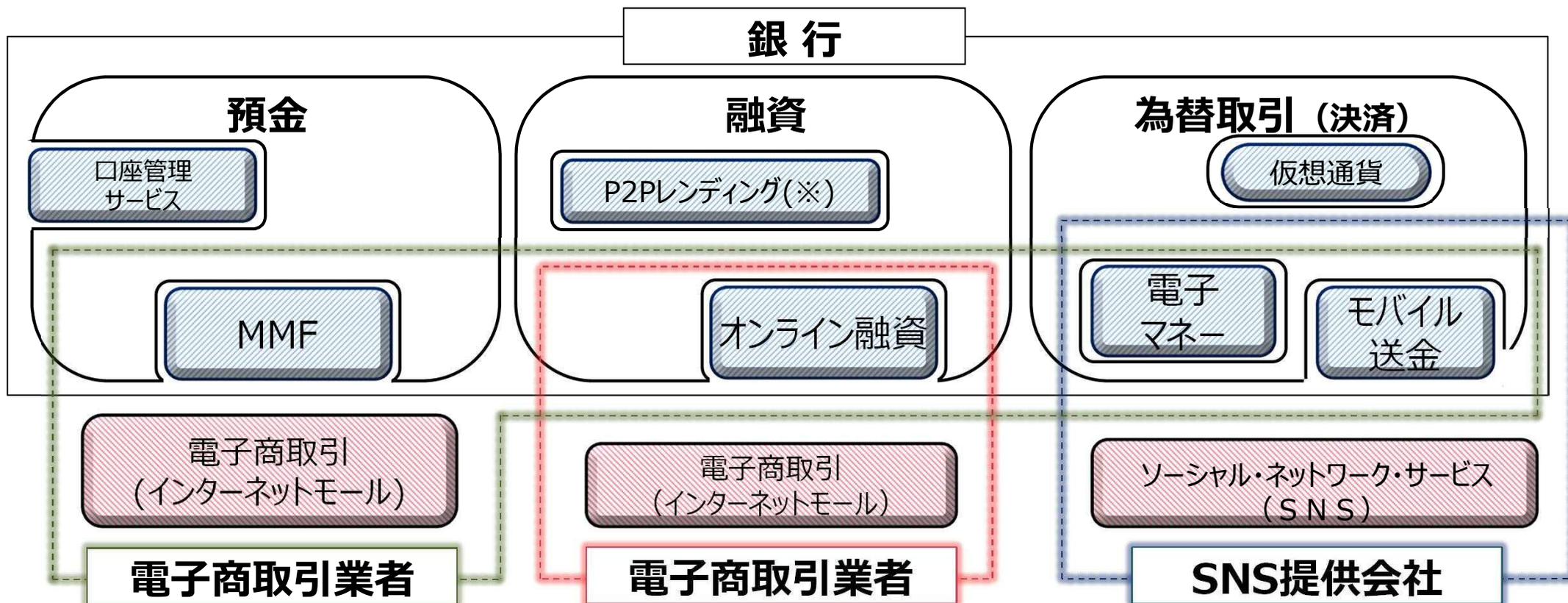
金融サービスのアンバンドリング・リバンドリング②

- フィンテックが進展していく中においては、金融機関においては、力の源泉であった店舗網・システム・バランスシート等の巨大なメカニズムが重要性を失い、蓄積された顧客情報の利活用などの重要性が高まっていく可能性。
- また、金融機関以外の主体が、従来金融機関が担ってきた業務を分化させつつ、サービスとして提供する「アンバンドリング化」が進展。



金融サービスのアンバンドリング・リバンドリング③

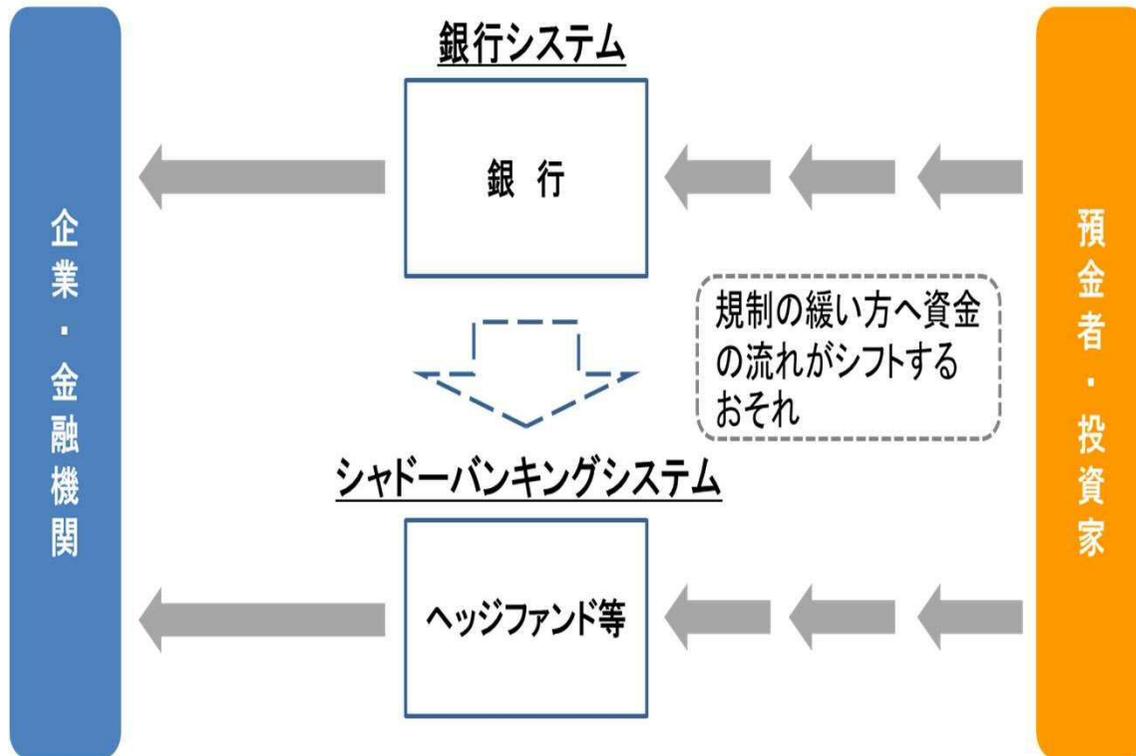
- さらには、金融サービスのアンバンドリングに加えて、顧客ニーズに即して複数の金融・非金融サービスを組み合わせ提供（リバンドリング）する動きが拡大。
- 海外では、ノンバンクプレイヤーが、電子商取引を核にしつつ、預金・融資・為替取引に類するサービスを組み合わせることで、銀行と同等の業務を行っている例も存在。



※ P2Pレンディング：資産運用したい個人・法人と融資を受けたい法人をマッチングさせるサービス

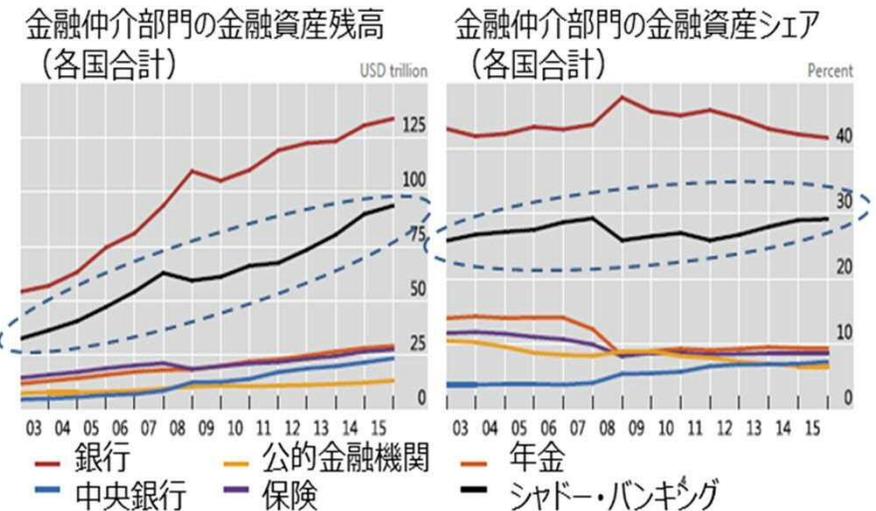
シャドー・バンキングの拡大

- ファンド等の主体による、銀行に類似した金融仲介（シャドー・バンキング）が拡大。
- こうした動きの背景には、ある領域における規制が厳しい場合、より対応が容易な領域に移動することで規制を回避する動き（規制のアービトラージ）があるとの指摘も。



＜シャドー・バンキングの状況＞

FSBシャドーバンキング・モニタリングレポート2016



¹ Based on historical data included in jurisdictions' 2016 submissions. Exchange rate effects have been netted out by using a constant exchange rate (from 2015). ² All deposit-taking corporations. ³ Weighted average based on total national financial assets. ⁴ Also includes captive financial institutions and money lenders, and, for presentation purposes, financial auxiliaries. Increases in the value of OFI assets may also reflect improvements in the availability of data for some OFI subsector over time at the jurisdiction level.

Sources: National sector balance sheet and other data; FSB calculations.

シャドー・バンキングへの対応

- 2011年G20カンヌ・サミット以降、シャドー・バンキングへの対応については、国際的な課題に位置付けられているが、日本としてもそうしたルール作りに貢献していく必要。

＜2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドー・バンキングの検討分野の進捗状況＞

① 銀行のシャドー・バンキングへの関与（バーゼル銀行監督委員会） [最終規則文書を公表]

- 銀行のファンド向け出資・大口エクスポージャーに関する規則文書をそれぞれ最終化。

② マネー・マーケット・ファンド（IOSCO） [2012年10月に最終報告書を公表]

- MMFに関連するシステムリスクを削減するための政策措置を提言。

③ 他のシャドー・バンキング主体（FSB） [2013年8月に最終報告書を公表]

- MMF以外の多様なシャドー・バンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方やそれぞれの経済的な機能に伴い保有するリスクに着目した政策措置を提言。

④ 証券化商品（IOSCO） [2012年11月に最終報告書を公表]

- 証券化商品の組成者に対する適切なインセンティブの付与や、情報の適切な開示等を提言。

⑤ レポ・証券貸借取引（FSB） [2015年11月に最終報告書を公表]

- レポ・証券貸借取引から生じるシステムリスクの抑制のために必要な政策措置を提言。

G20ブリスベン・サミット首脳宣言（2014年11月）（抄）

「シャドー・バンキングに係る枠組みの達成に関して進展があり、我々は、更なる取組のために更新されたロードマップを承認する。我々は、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意した」

G20アンタルヤ・サミット首脳宣言（2015年11月）（抄）

「我々は、市場型金融の強じん性を確保するため、そのシステム・リスクに見合うような方法で、シャドー・バンキングの監視・規制を更に強化する」

G20杭州サミット首脳宣言（2016年9月）（抄）

「我々は、シャドー・バンキング、資産運用業及びその他の市場型金融活動に関連するものを含め、金融システムにおいて生じつつあるリスク及び弱い弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。」

G20ハンブルグ・サミット首脳宣言（2017年7月）（抄）

「我々は、シャドー・バンキングの強じんな市場型金融への転換に向けた金融危機以降の大きな進捗を強調するとともに、シャドー・バンキングから生じるリスクに対処するために利用可能な監視・政策手段に関するFSBの評価を歓迎する。我々は、金融規制改革の影響を評価するためのFSBの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組を支持する。」

将来的なデジタル通貨の可能性①

- 民間においては、ビットコインなどの仮想通貨の取引が活発化しているほか、国内外銀行において銀行発行コインの開発も進められている。また、各国中央銀行等においては、デジタル通貨の発行に向けた研究が進展。

<民間における取組み>

仮想通貨

- ビットコインやリップル、イーサリアムなど、仮想通貨の流通が拡大。商品購入や送金の際の支払決済手段としての利用。

Utility Settlement Coin (UBS等)

- 海外を中心に検討が進められている銀行発行コイン（中央銀行において価値を保証）。銀行間の決済・清算の効率化を目指す。UBSやBNY等のほか、三菱東京UFJ銀行が参画。

MUFGコイン (三菱東京UFJ銀行)



- 銀行の信用力を基盤に、様々な決済に利用できる「MUFGコイン」(ブロックチェーンを活用)の発行を実証実験中

J-Coin (みずほ銀行等)

- みずほ銀行が中心となり、全邦銀共通の電子マネー「J-Coin」を発行を検討。

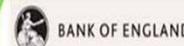


<各国中央銀行等の取組み>



カナダ中銀

商業銀行や民間企業と連携し、デジタル通貨の開発実験を行う旨を公表。



イギリス中銀

中央銀行によるデジタル通貨発行を主要研究テーマの一つに位置づけ。



スウェーデン中銀

デジタル通貨「eクローナ」に係る工程表を発表。18年末までに発行可否を判断。



ロシア中銀

市場参加者と連携し、銀行間決済に活用可能なブロックチェーン「Masterchain」の試作品を開発。



中国人民銀行

ブロックチェーン技術を用いたデジタル通貨での銀行間取引及び決済に関するテストが成功した旨、発表。



ウルグアイ中銀

デジタル通貨「eペソ」の試験運用を開始。



エストニア

政府として発行する、世界初の独自コイン「estcoin」構想を発表。



オランダ中銀

ブロックチェーンを基にデジタル通貨「DNBcoin」の試作品を開発する旨、公表。



日本銀行

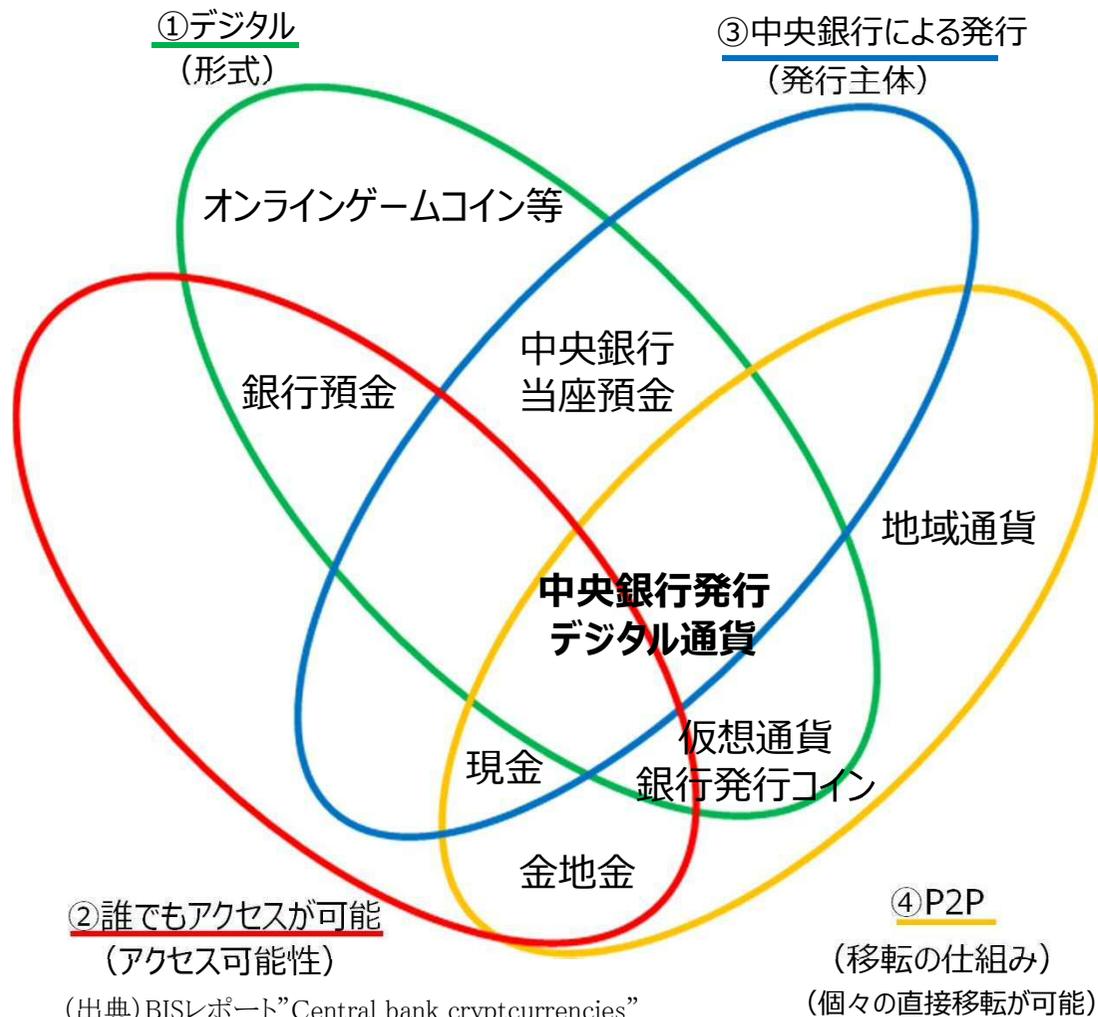
欧州中央銀行と連携し、ブロックチェーンに係る研究を実施。

将来的なデジタル通貨の可能性②

- こうした取り組みによって、通貨自体のデジタル化が進めば、金融システム・金融サービスや金融機関の在り方について抜本的な変革がもたらされる可能性。

<Money Flower

- BISレポート“Central bank cryptocurrencies”による分析>



(出典) BISレポート“Central bank cryptocurrencies”

<デジタル通貨の課題についての指摘>

仮想通貨

利用者保護
マネロン対策

銀行 デジタル通貨

自内のみ利用可
他行でも利用可

セキュリティ上の課題

中央銀行 デジタル通貨

預金保険の
取扱い

銀行が果たす資金
仲介や信用創造機
能・役割の低下

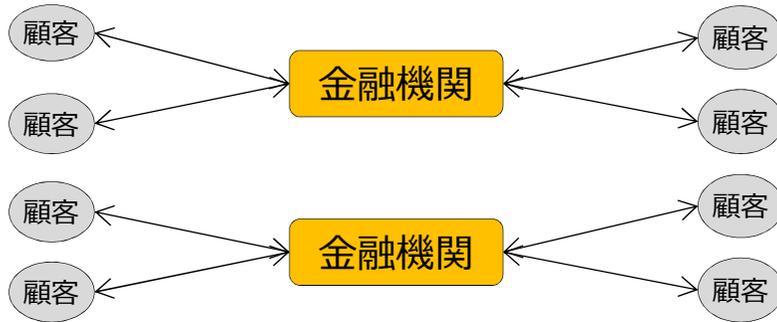
中央銀行口座の個
人・法人への開放

(参照) BIS決済・市場インフラ委員会報告書「デジタル通貨」(2015年11月)
日本銀行 日銀レビュー「中央銀行発行デジタル通貨について」(2016年11月)
国際通貨研究所「中央銀行によるブロックチェーン技術を活用した資金決済システム構築やデジタル通貨発行への取組み」(2017年5月) 等

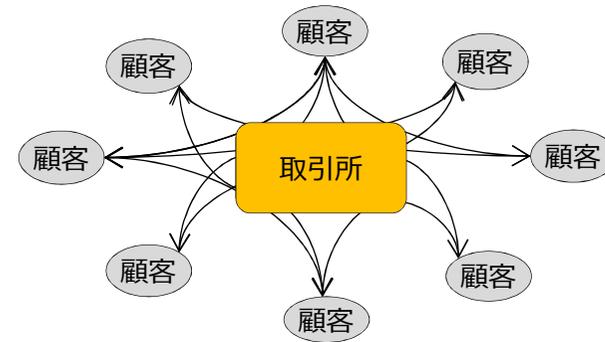
金融ネットワーク構造の変革

- フィンテックの進展により、金融システムのネットワークの姿は、顧客が金融機関を介したサービスにアクセスする仕組み（「金融機関ハブ型」）から大きく変化していく可能性。
- 金融・非金融のリバンドリングが広がれば、顧客とのインターフェースをつかさどる企業が顧客ニーズに沿ってサービスを組み合わせ提供する仕組み（「インターフェース企業中心型」）がより合理的となる可能性。
- さらには、ブロックチェーン技術による分散処理等が進めば、顧客が直接取引所に参加する仕組み（「取引所型」）やルール設定等を担う仲介役の下で顧客同士が直接取引を行う仕組み（「分散型」）へ変化していくことも。

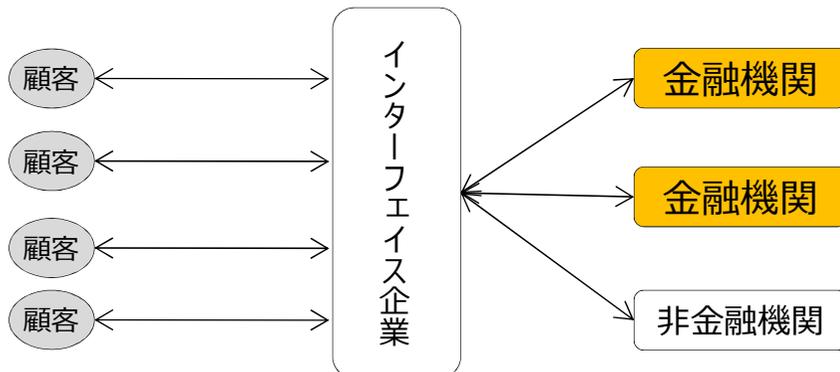
<金融機関ハブ型>



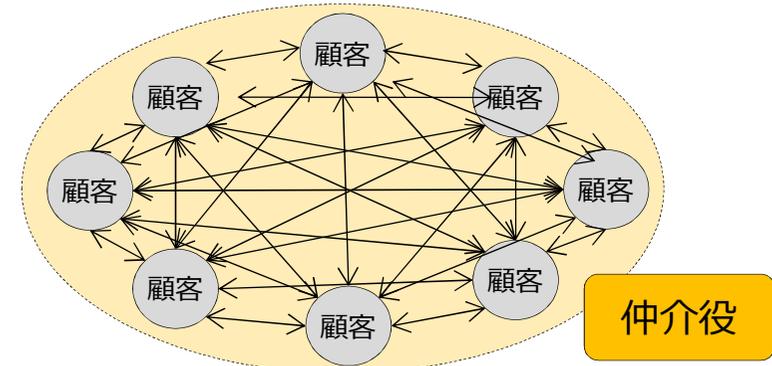
<取引所型>



<インターフェース企業中心型>



<分散型>



- フィンテックを巡る最近の動きについて、どう捉えるか。
- シャドー・バンキングなど、リーマンショック以降の内外の金融の動向をどう捉えるか。
- 金融と非金融の境界線があいまいとなってきたなか、「金融」そのものの概念自体が大きく変容していく可能性があるとの指摘について、どう考えるか。
- デジタル通貨の出現等が金融システムに与える影響について、どう考えるか。
- その他金融システムや金融業等を変革する可能性があるものとして、どのような事柄が考えられるか。また、その影響をどう考えるか。
- こうした変化に対応するために、機能別・横断的な法体系を検討するとの方向性についてどう考えるか。
- 以上の他、金融制度をめぐる環境の変化等に関して、留意しておくべきことがあるか。

(関連資料)

海外における金融法制の動向（英国）

- 金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act）では、規制対象の業務を行う者に共通して適用されるルールと、個別の業務に対応したルールが存在。
- 規制対象の業務を行おうとする者は、対応する許可を取得。最初の許可を取得した際、当該者は同時に広く認可業者として位置付けられる。
 - ※ 認可業者が追加で他の規制対象の業務を行おうとする場合は、対応する許可を追加的に取得すればよく、改めての認可は不要。
- 許可にあたっては、各業務の性質に応じて、健全性、業務遂行能力、監督の実効性が確保できるか等の要件が設けられている。

金融サービス市場法

● 規制対象の業務（業務ごとの許可）



（注1）決済については、EUの決済サービス指令を国内法化した決済サービス規則によって、銀行を含め、業態横断的に規制される。

（注2）信用供与については、消費者信用法の規制も適用される。

海外における金融法制の動向 (EU)

EUは、決済サービス指令 (PSD*) を改正し、決済サービスに係る横断的法制 (PSD2) を整備

PSD2のフレームワーク

	決済サービス提供者 (Payment Service Provider)		
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制 (Authorisation) ^{(注1)(注2)}		
業務内容	決済口座サービス 資金移動サービス (立替払いを含む) 支払手段の発行・管理 (クレジットカード等)		等
	電子マネー・プリペイドカードの発行		
	預金・融資 ^(注1)		
財務要件	自己資本規制		
	〔 資本金500万ユーロ以上/自己資本比率規制 (バーゼルⅢ) ^(注1) 〕	〔 資本金35万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等 ^(注2) 〕	〔 資本金2~12.5万ユーロ以上等 〕
資産保全	預金保険 ^(注1)	他の財産から隔離、優先弁済 ^(注3)	

	決済指図伝達サービス提供者 (PISP)	口座情報サービス提供者 (AISP)
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
免許・登録	免許制 (Authorisation)	登録制 (Registration)
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし
資産保全	なし ※ 利用者からの資金預り禁止/※ 責任保険への加入義務あり	なし ※ 責任保険への加入義務あり

* Payment Services Directive
 (注1) 2015年11月採択、国内法化の期限は2018年1月
 (注2) CRD: Capital Requirement Directive
 (注3) Payment Money Institution Directive 2
 (注4) 電子マネー事業者については、Payment Money Institution Directive 2

海外における金融法制の動向(シンガポール)

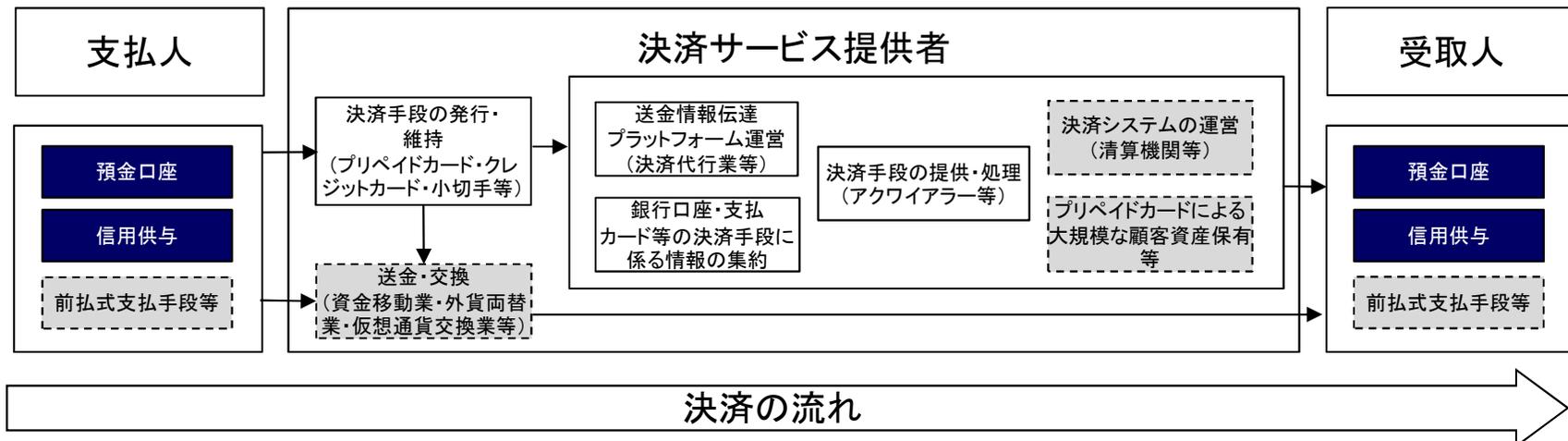
MAS (Monetary Authority of Singapore : シンガポール通貨監督庁) は、2016年8月、決済サービスについて、アクティビティベースの規制フレームワークの導入等を盛り込んだコンサルテーション・ペーパーを公表。

アクティビティベースの規制枠組み

- 現在のシンガポールの決済分野における規制は、決済システム法(Payment System Act)と両替・送金業法(Money-changing and Remittance Business Act)に分断。
- FinTechの進展に伴い、両法の規制する境界があいまいになってきているとともに、いずれにも当てはまらない新たな決済業者も出現。



- 利用者保護の強化、マネロン・テロ資金対策、サイバーセキュリティ対応とイノベーションの促進の両立を図る観点から、前払式支払手段発行者、資金移動業者、仮想通貨交換業者なども含む、決済サービスを行う幅広い対象を「決済サービス提供者」として、単一のライセンスの下で規制・監督すると同時に、規制・監督の内容はアクティビティに応じて柔軟に変えられるようにする。
- (※) 銀行法の規制を受ける銀行は、別途このライセンスを取得する必要はないが、本枠組みにおけるアクティビティに該当する場合には、規制に従う必要。



従来より規制対象
(新たな枠組みの対象外)

従来より規制対象
(新たな枠組みにより規制対象であることを明確化)

従来は規制対象外
(新たな枠組みにより規制対象に)

(出典) MAS "CONSULTATION PAPER: Proposed Activity-based Payments Framework and Establishment of a National Payments Council"